

(案)

契 約 書

支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ (以下「発注者」という。)と○○○○ (会社名) ○○○○ (代表者役職) ○○ ○○ (代表者名) (以下「受注者」という。)との間で、下記条項に基づき、関東運輸局と各支局・自動車検査登録事務所との間における定時荷物運送 (以下「連絡便」という。)及び宅配便に関する契約を締結する。

第1条 (業務内容)

業務内容は、別紙仕様書のとおりとする。

第2条 (契約期間)

契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

第3条 (契約金額)

契約金額は、荷物一個の単価とし、別紙「単価内訳 (税抜)」のとおりとする。

第4条 (支払)

受注者は、発注者の利用した「連絡便」及び「宅配便」の料金を別紙「単価内訳 (税抜)」の単価に基づき算出し、1ヶ月分を取りまとめ、発注者に請求するものとする。

2 発注者は、受注者から適法な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に支払うものとする。

3 発注者は自己の責に帰すべき事由により支払が遅延したときは、受注者に対し、前項の期間満了の日の翌日から支払をするまでの日数に応じ、年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払うものとする。

ただし、その金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てるものとする。

第5条 (報告)

受注者は、荷物が受取人に到着したことを証する書類を提出しなければならない。

第6条 (契約の解約又は解除)

発注者は、次の場合に本契約を解約又は解除することができるものとする。

(1) 受注者が正当な理由なく本契約の条項に違反したとき。

(2) 発注者の都合により1カ月前に書面により解約の通知をしたとき。

- (3) 受注者が破産の宣告を受け、または無能力者となり、もしくは居所が不明となったとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

第7条（談合等不正行為があった場合の違約金等）

受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約額（この契約締結後、契約額の変更があった場合には、変更後の契約額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反

し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対して納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第8条（損害賠償）

本契約の履行にあたり、発注者に対し損害を与えたときは、受注者の定める各種約款の定めるところにより、損害賠償の責を負うものとする。

第9条（紛争の解決）

この契約に関して発注者と受注者の間に紛争を生じた場合には、両者の協議により選任した者のあっせんにより解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、各自これを負担する。

第 10 条（その他）

本契約において疑義が生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、関係諸法令及び一般慣行に従うほか、両者信義誠実の原則により発注者及び受注者協議のうえ決定する。

上記契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 神奈川県横浜市中区北仲通 5 - 5 7
横浜第二合同庁舎
支出負担行為担当官 関東運輸局長 ○○ ○○ 印

受注者 ○○○○（住所）
○○○○（会社名）
○○○○（代表者役職名）○○ ○○（代表者名）印